2022年11月30日更新

輸入規制品

- 1. 法令等で輸入が禁止されているもの
- 2. 郵便に関する刻印機
- 3. 野生動物を殺傷する機具および罠等
- 4. 加工されていない貴金属・貴石
- 5. 武器・弾薬、催涙ガス等を発射させる機器等
- 6. 酸で処理された骨質・骨
- 7. その他の骨・角類、これらの粉末
- 8. 象牙
- 9. カバの歯
- 10. サイの角
- 11. 他の牙類
- 12. 象牙の粉・くず
- 13. カメの甲羅・クジラの骨やひげ・シカの枝角等
- 14. サンゴおよび類似品、未加工の甲殻類またはウニ・ヒトデ類の貝殻、未加工の牛骨
- 15. 海綿動物
- 16. 原子炉で使われた燃料
- 17. 象牙製品
- 18. 骨・カメの甲羅・角・シカの枝角・サンゴ・真珠層・動物の彫刻の材料 および製品
- 19. ウィーン条約/モントリオール議定書に定められた、オゾン層を破壊する物質
- 20. 外来種の魚・卵
- 21. ワシントン条約 (CITES) に定められた、絶滅のおそれのある野生動植物およびその製品
- 22. 商用ケーシング(中古タイヤ)

- 23. 国際規制下にある向精神薬
- 24. 歴史的工芸品
- 25. 爆破用雷管、起爆装置、照明弾など、関税品目分類表の第 36 章に記載 された製品
- 26. 卑金属製の銃器部品および弾薬および類似品、関税品目分類表の第39章に記載されたプラスチック製の類似品
- 27. 装甲戦闘車両
- 28. 戦闘用の望遠鏡もしくは他の光学機器(ただし、消防用のものを除く)
- 29. 弓、矢、フェンシング用フルーレ、関税品目分類表の第 95 章に記載された玩具
- 30. 銃器・弾薬の骨とう品など、関税品目分類表の 9705、9706 番に記載された製品